

請 願 文 書 表

(令和7年5月30日)

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	請願第7号（7. 5. 21） 地方消費者行政維持・強化のための施策を要請する意見書提出を求める請願
請 願 の 要 旨	消費生活相談件数は年々増加しており、高齢者の相談件数が大きな割合を占め、被害態様についても多様化・高度化している。この問題に対応するためには、地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要である。 国は地方に対する支援策として補助率10割の地方消費者行政推進交付金を措置したが、2017年に自治体毎の活用期限が定められ、2018年度以降は原則2分の1補助の地方消費者行政強化交付金（以下「強化交付金」）に移行し、活用期限もそのまま引き継がれた。各自治体の活用期限が迫っており（2024～2025年度に多くの自治体、2027年度に全ての自治体が終了）、強化交付金が終了すると、相談窓口の維持や交付金で実施してきた事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想される。 国はP I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めているが、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧される。P I O－N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言える。 地方公共団体が担っている消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等は、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものである。 よって、国に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう以下の施策を求める意見書を提出するよう請願する。 1. 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財源支援を早急に措置すること。 2. P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。 3. 消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等について、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区 兵庫県弁護士会 会長 中 山 稔 規
紹 介 議 員 の 氏 名	(代表) しらくに高太郎 黒 田 武 志 吉 田 謙 治 森 本 真 か じ 幸 夫
付 託 委 員 会	総務財政委員会

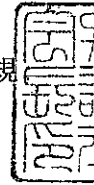
令和7年5月21日

神戸市会議長 様

神戸市中央区

兵庫県弁護士会

会長 中山 稔 規



紹介議員

(代表) しらくに 高 太 郎



黒 田 武 志



吉 田 謙 治



森 本 真 一



か じ 幸 夫



地方消費者行政維持・強化のための施策の国への要請に関する請願

【請願の趣旨】

1 消費者被害の現状と地方の相談窓口の重要性

令和6年版消費者白書によれば、2023年の消費生活相談件数は90.9万件（前年87.6万件）であり、前々年の85.9万件に比べると約5万件増加しています。消費者被害・トラブル額の推計は、2023年過去最高の約8.8兆円（前年約6.5兆円）に達しました。65歳以上の相談件数が契約当事者

全体の30.5%となり、高齢者の消費者被害・トラブルが大きな割合を占めています。被害態様についても、インターネット通販の「定期購入」に関する相談やSNSをきっかけとする被害の相談件数が過去最多となるなど多様化・高度化しています。

この傾向は兵庫県内においても同様であり、相談件数は、ここ数年、合計4万5000件を超え、うち高齢者（70歳以上）の相談は、県発表によると令和5年度は27%を占めています。高齢者が自分で問題解決することは難しい場合が多いことや多様化・高度化する消費者被害に対応するためには専門的知識や経験が必要であることなどから、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要であることは明らかなです。

2 国の地方に対する支援策の推移と交付金の期限到来の影響

国は、地方に対する支援策として、地方消費者行政活性化交付金（2009年度～2011年度）、地方消費者行政推進交付金（2012年度～2017年度、以下「推進交付金」といいます。）を措置しました。推進交付金は、補助率10割で相談員の人件費にも充てることができるものでしたが、地方消費者行政予算を徐々に自主財源に移行させる政策方針下で、2017年に自治体毎の活用期限（原則として事業開始から7年間、小規模自治体は9年間等）が定められ、2018年度以降は、現行の地方消費者行政強化交付金（原則2分の1補助、以下「強化交付金」といいます。）に移行しました。

消費者行政推進事業（以下「推進事業」といいます。）に対する強化交付金は推進交付金によって立ち上げた事業に対して推進交付金と同様に支援を継続するとされましたが、上記活用期限もそのまま引き継がれました。推進交付金と推進事業に対する強化交付金は、啓発や消費者教育などの事業だけでなく、消費生活相談員の人件費にも充てることができることから、長い間消費者庁創設後に新設・増設された相談体制を下支えしてきました。

しかし、全国的にその活用期限が迫っており（2024年度～2025年度に多くの自治体が終了し、2027年度で全て終了）、全国で、どこにいても専門家（消費生活相談員）による相談が受けられる体制を維持していくことができるのかが大きな課題となると指摘されています（日本消費経済新聞2023年12月5日号）。兵庫県下の市町においても、同様の課題が指摘できます。

3 請願の趣旨について

(1) 推進事業分の強化交付金に引き継がれた交付期限は、地方公共団体における消費者行政予算を自主財源に移行するための呼び水として設定されたものですが、全国の地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していません。このような状況のまま強化交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい小規模自治体において、

相談窓口の維持が困難になったり、そうでないとしても、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想されます。兵庫県においても同様の問題が指摘できます。

よって、現行の推進事業分の交付金の活用期限を延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置することを求めます。

- (2) 国は、2026年移行を目指して、P I O-N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めていますが、これらについては、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されており、その負担によっても消費生活相談業務を始めとする地方消費者行政が縮小・後退するおそれがあります。P I O-N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を、国において措置することを求めます。

P I O-N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言え、全国各地の消費生活相談情報の収集が適時・適切・安定的に行われることが国の消費者行政にとっても必要です。P I O-N E Tのシステムにより、消費生活相談情報を全国一律に一元的に集約し活用する仕組みが維持できるよう、地方消費者行政のD X化にかかる導入・運用の費用は、国において負担が行われるべきです。

- (3) 地方公共団体が担っている消費生活相談情報の聴取及びP I O-N E T登録事務等について、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるもの（地方財政法第10条参照）として、同法を改正して国の恒常的な財政措置を検討するよう求めます。

4 まとめ

以上の理由から、以下の事項について、請願に及びました。貴議会において、御採択いただきますようお願い申し上げます。

【請願事項】

国会、内閣、財務省、総務省及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の施策を求める意見書を提出することを採択していただきたく、請願いたします。

記

- 1 地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

- 2 P I O－N E T刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E T登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上